

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年 8 月29日

【発行者名】 グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
(Global Funds Trust Company)

【代表者の役職氏名】 取締役 ジャン・イブ・フランソワ
(Jean-Yves François, Director)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1 - 1104、グランド・ケイマン、
ウグランド・ハウス、私書箱309
(PO Box 309, Ugland House,
Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 橋本 雅行

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 橋本 雅行

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03 (6775) 1000

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
グローバル・ストラテジーズ・トラスト -
債券パワード・インカムファンド
(Global Strategies Trust - Bonds Powered Income Fund)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
米ドルクラス受益証券：
100億アメリカ合衆国ドル（約1兆4,952億円）を上限とする。
豪ドルヘッジクラス受益証券：
100億オーストラリア・ドル（約9,397億円）を上限とする。
(注) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）およびオーストラリ
ア・ドル（以下「豪ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、2025年3
月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1
米ドル＝149.52円および1豪ドル＝93.97円）による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2025年5月30日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により追加・訂正するため、また記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

(1) 半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 第15 ファンド情報 ファンドの状況 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況 資産別および 地域別の投資 状況	更新
	(2) 投資資産		投資有価証券 の主要銘柄 投資不動産物 件 その他投資資 産の主要なも の	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加・更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第31 ファンドの経理状況 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 第11 特別情報 管理会社の概況 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び 営業の状況	更新
5 その他	(4) 訴訟事件その他の重要事項		(3) その他	追加
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		更新

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

1【ファンドの運用状況】

グローバル・ストラテジーズ・トラスト（Global Strategies Trust）（以下「トラスト」という。）のサブ・ファンドであるグローバル・ストラテジーズ・トラスト - 債券パワード・インカムファンド（Global Strategies Trust - Bonds Powered Income Fund）（以下「ファンド」という。）の運用状況は、以下のとおりである。

（１）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

（2025年6月末日現在）

資産の種類	地域名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
国債	米国	10,839,659.25	86.85
現金・その他の資産 （負債控除後）		1,641,771.79	13.15
合計（純資産価額）		12,481,431.04 (1,807百万円)	100.00

- （注１）投資比率とは、ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。
- （注２）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）およびオーストラリア・ドル（以下「豪ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、2025年6月30日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝144.81円および１豪ドル＝94.50円）による。以下、米ドルおよび豪ドルの円貨表示は別段の記載がない限りこれによるものとする。
- （注３）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、米ドルクラス受益証券は米ドル建、豪ドルヘッジクラス受益証券は豪ドル建のため、以下の金額表示は別段の記載がない限りそれぞれ米ドル貨または豪ドル貨をもって行う。
- （注４）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載している。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入して記載している。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

投資有価証券の主要銘柄

（2025年6月末日現在）

順位	銘柄	発行地	種類	利率（％）	償還日（年/月/日）	額面金額（米ドル）	簿価（米ドル）	時価（米ドル）	投資比率（％）
1	TREASURY BILL 0% 17/07/25	米国	米国財務省短期証券	0	2025/ 7 /17	3,500,000.00	3,466,180.96	3,493,173.95	27.99
2	TREASURY BILL 0% 14/08/25	米国	米国財務省短期証券	0	2025/ 8 /14	3,490,000.00	3,452,726.80	3,471,262.89	27.81
3	TREASURY BILL 0% 11/09/25	米国	米国財務省短期証券	0	2025/ 9 /11	3,300,000.00	3,264,459.00	3,271,560.27	26.21

投資不動産物件

該当事項なし（2025年6月末日現在）。

その他投資資産の主要なもの

該当事項なし（2025年6月末日現在）。

（２）【運用実績】

下記の運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。

【純資産の推移】

2025年６月末日前１年間における各月末の純資産価額および１口当たり純資産価格の推移は、以下のとおりである。

< 米ドルクラス >

	純資産価額		１口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
2024年７月末日	12,142,014.26	1,758,285,085	65.19	9,440
８月末日	12,536,442.27	1,815,402,205	67.61	9,791
９月末日	13,826,950.22	2,002,280,661	70.53	10,213
10月末日	12,765,541.97	1,848,578,133	64.32	9,314
11月末日	12,841,447.40	1,859,569,998	66.05	9,565
12月末日	11,618,962.19	1,682,541,915	62.30	9,022
2025年１月末日	12,335,733.70	1,786,337,597	64.23	9,301
２月末日	11,436,176.65	1,656,072,741	64.14	9,288
３月末日	10,673,973.14	1,545,698,050	62.45	9,043
４月末日	9,738,536.43	1,410,237,460	62.23	9,012
５月末日	9,486,188.12	1,373,694,902	62.62	9,068
６月末日	10,253,979.57	1,484,878,782	66.60	9,644

< 豪ドルヘッジクラス >

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
2024年7月末日	2,614,476.00	247,067,982	59.99	5,669
8月末日	3,047,859.86	288,022,757	62.10	5,868
9月末日	3,654,588.62	345,358,625	64.71	6,115
10月末日	3,323,347.36	314,056,326	58.84	5,560
11月末日	3,411,555.22	322,391,968	60.40	5,708
12月末日	3,207,560.13	303,114,432	56.79	5,367
2025年1月末日	3,307,941.94	312,600,513	58.57	5,535
2月末日	3,301,047.72	311,949,010	58.45	5,524
3月末日	3,210,694.03	303,410,586	56.85	5,372
4月末日	3,190,122.77	301,466,602	56.48	5,337
5月末日	3,208,123.99	303,167,717	56.80	5,368
6月末日	3,407,452.80	322,004,290	60.33	5,701

< 参考情報 >

純資産価額および1口当たり純資産価格の推移（2022年3月4日（運用開始日）～2025年6月末日）



【分配の推移】

2025年6月末日前1年間の1口当たりの分配の額は、以下のとおりである。

<米ドルクラス>

	1口当たり分配金	
	米ドル	円
2024年8月	2.27	329
2025年2月	2.27	329
設定来推計（2025年6月末日）	18.35	2,657

<豪ドルヘッジクラス>

	1口当たり分配金	
	豪ドル	円
2024年8月	2.10	198
2025年2月	2.07	196
設定来推計（2025年6月末日）	17.63	1,666

【収益率の推移】

2025年6月末日前1年間の収益率は、以下のとおりである。

<米ドルクラス>

	収益率（注）
2024年7月1日～2025年6月末日	14.01%

<豪ドルヘッジクラス>

	収益率（注）
2024年7月1日～2025年6月末日	12.10%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

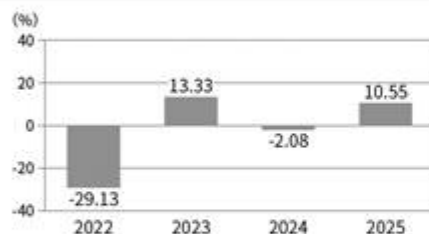
a＝2025年6月末日現在の1口当たり純資産価格（当該期間中の分配金の合計額を加えた額）

b＝2024年6月末日現在の1口当たり純資産価格

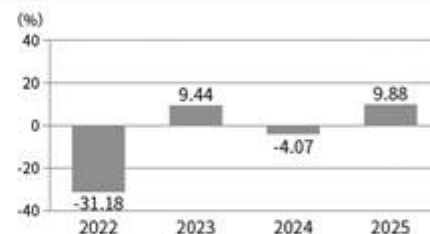
<参考情報>

収益率の推移（暦年ベース）

米ドルクラス



豪ドルヘッジクラス



（注1）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝暦年末（ただし、2025年については2025年6月末日）の1口当たり純資産価格（当該期間中の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該各暦年の直前の各暦年末現在の1口当たり純資産価格（ただし、2022年については当初発行価格（米ドルクラスは1口当たり100.00米ドル、豪ドルヘッジクラスは1口当たり100.00豪ドル））

（注2）2022年については3月4日（運用開始日）から12月末日まで、また、2025年については1月1日から6月末日までの収益率

（注3）ベンチマークは設定していません。

2【販売及び買戻しの実績】

2025年6月末日前1年間における販売および買戻しの実績ならびに2025年6月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

<米ドルクラス>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
2024年7月1日～ 2025年6月末日	63,999 (63,999)	98,657 (98,657)	153,954 (153,954)

<豪ドルヘッジクラス>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
2024年7月1日～ 2025年6月末日	12,900 (12,900)	0 (0)	56,480 (56,480)

（注）（ ）内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

3【ファンドの経理状況】

- a．ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルクにおける諸法令および一般に公正と認められる会計原則に準拠して作成された原文（英語）の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く）。これは「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含む。）第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号。その後の改正を含む。）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c．ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円による金額は、2025年6月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝144.81円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

（１）【資産及び負債の状況】

債券パワード・インカムファンド

純資産計算書

2025年 5月31日現在

（米ドルで表示）

	注記	（米ドル）	（千円）
資産			
投資有価証券 - 時価 （取得原価：9,691,936米ドル）	2	9,734,817	1,409,699
銀行預金		1,788,082	258,932
トータル・リターン・スワップ取引に係る未実現利益	17	665,127	96,317
現金および現金同等物に係る利息		131	19
その他の資産		54,278	7,860
資産合計		12,242,435	1,772,827
負債			
銀行当座貸越		640,000	92,678
為替先渡取引に係る未実現損失	16	3,771	546
未払費用	12	49,813	7,213
負債合計		693,584	100,438
純資産		11,548,851	1,672,389

以下のように受益証券によって表象される。

	1口当たり 純資産価格	発行済 受益証券口数	純資産
豪ドルヘッジクラス（豪ドル建て）	56.80	56,480 口	3,208,124
米ドルクラス（米ドル建て）	62.62	151,496 口	9,486,188

添付の注記は当財務書類の一部である。

債券パワード・インカムファンド

発行済受益証券口数の変動表

2025年5月31日に終了した期間

豪ドルヘッジクラス

期首現在発行済受益証券口数	56,480
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	56,480

米ドルクラス

期首現在発行済受益証券口数	194,429
発行受益証券口数	14,993
買戻受益証券口数	(57,926)
期末現在発行済受益証券口数	151,496

[次へ](#)

グローバル・ストラテジーズ・トラスト - 債券パワード・インカムファンド

財務書類に対する注記

2025年5月31日現在

注1 - 組織

トラスト

グローバル・ストラテジーズ・トラスト（以下「トラスト」という。）は、ケイマン諸島の法律に基づき、2022年2月9日付基本信託証書（随時修正または補足される基本信託証書を含み、以下「基本信託証書」という。）に基づき設立された。マスター・トラスト・カンパニー（以下「受託会社」という。）およびグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「管理会社」という。）は、基本信託証書に従い、個別のシリーズ・トラストを設立することができ、それぞれが個別の投資ポートフォリオの資産のみに対する未分割の持分を表章する。

受託会社は、管理会社の全額出資子会社である。管理会社は、ケイマン諸島で有限責任会社として設立され、ケイマン諸島の法律に従い、信託業認可および投資信託管理業認可を保有し、ケイマン諸島金融庁の規制を受けている。信託業認可保有者の全額出資子会社として、受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改正済）で定義される「被支配子会社」であることから、同法の認可義務から免除されている。

管理会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改正済）の規定に基づき適法に設立され、有効に存続し、信託業を行う免許を付与されている信託会社である。また、管理会社は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）に基づく免許ミューチュアル・ファンド管理者であり、ケイマン諸島の証券投資業法（改正済）に基づく「登録者」として登録されている。

トラストは、ミューチュアル・ファンド法第4条（1）（b）に従い、投資信託としての登録を申請しており、投資信託としてケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）により規制されている。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督および執行の権限を有する。

ミューチュアル・ファンド法に基づく規則は、所定の記載事項および監査済み財務書類を年に一度CIMAに提出することを規定している。規制された投資信託として、CIMAは、いつでもトラストに、トラストの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。

ファンド

債券パワード・インカムファンド（以下「ファンド」という。）は、受託会社と管理会社により、2022年2月9日付補遺信託証書（随時修正または補足される補遺信託証書を含み、以下「補遺信託証書」といい、基本信託証書とあわせて「信託証書」という。）に基づき設立された。

ファンドの投資目的は、パワード・インカム（米ドル）戦略（以下「本戦略」という。）のパフォーマンスへのエクスポージャーを通じて、インカムゲインの確保および信託財産の成長を目指すことである。

本戦略は、米国政府証券、米国連邦政府抵当金庫が発行する債券（ジニーメイ債）、米国投資適格社債および米国ハイ・イールド社債（以下、それぞれ「本戦略対象資産」という。）に想定上の投資を行う。本戦略は、分散化された投資配分の変動率を最小化しつつ、様々な要因（各本戦略対象資産の利回り水準、実績変動率および各本戦略対象資産間の相関性を含むがこれらに限定されない。）を考慮の上、（適用ある費用および経費控除後の純額の）年率10%の利回り（以下「目標利回り」という。）の達成を目指す。投資配分は定期的に精査される。目標利回りを達成するために、本戦略はレバレッジを用いる。原資産の純資産価額に対する全ての本戦略対象資産の合計総エクスポージャーは、500%を上限とする。しかし、本戦略は、目標利回りを達成できないことがある。本戦略の実際の収益率は、市況動向およびその他の要因により変動する。

豪ドルヘッジクラスにおいて、豪ドル以外の通貨に対するエクスポージャーは、豪ドル（豪ドルヘッジクラスの通貨）と米ドル（ファンドの投資が行われると予想される通貨）との間の通貨変動リスクを減少

させるために、豪ドルに対してヘッジされる。通貨取引は、通常の状態において、豪ドルヘッジクラスに帰属する純資産価額（豪ドルヘッジクラスのみに関連する未実現通貨損益を除く。）の米ドル・エクスポージャーの約100%に等しい額の米ドルに対する豪ドル先渡しを、可能な範囲で購入することにより実施される。

米ドル・エクスポージャーは実質的に豪ドルに対してヘッジされることを企図しているが、米ドル・エクスポージャーは、実際上の理由（取引活動、市場動向および特定の通貨のヘッジのための代用通貨の使用を含むが、これらに限定されない。）から、完全にヘッジされないことがある。

信託証書に記載の状況に従い早期終了する場合を除き、ファンドは以下の場合に終了する。

- () 2171年2月9日または管理会社が、投資運用会社および副投資運用会社と協議の上、当該日よりも前に随時決定するそれよりも遅い日
- () 投資運用会社および副投資運用会社と協議の上、管理会社の裁量で、設定日から3年目の応当日以降いつでも純資産価額が10,000,000米ドルを下回った場合
- () 管理会社が、投資運用会社および副投資運用会社と協議の上、決定する日

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

投資有価証券

- () 証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている証券は、当該証券取引所もしくは市場で取引または評価された入手可能な最新の価格で評価される。証券が複数の証券取引所もしくは市場において上場または取引されている場合には、管理会社または管理会社の代理人として行為する管理事務代行会社が定める、当該証券の主要な市場を構成する証券取引所またはその他の規制市場における入手可能な最新の価格が用いられる。
- () 証券取引所に上場されておらず、規制市場で取引されていない証券または前記()に基づき決定された価格がその公正価値を表していない証券は、その入手可能な最新の市場価格で評価される。かかる市場価格がない場合、またはかかる市場価格が当該証券の公正な市場価値を表していない場合、当該証券は、その合理的に予測可能な売値に基づき慎重かつ誠実に評価される。
- () 前記()および()に規定する市場相場が容易に入手できない証券その他の資産は、投資運用会社の助言を受けて管理事務代行会社が採用する手続に従って誠実に決定される公正価値で評価される。
- () その他の資産は、適用ある一般に公正妥当と認められる会計原則に従って決定される公正価値または管理会社が誠実に決定するその他の公正価値を表すものであると管理会社が決定する金額を参照して評価される。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生基準で認識される。配当金は、配当落日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均原価を基準に算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、財務書類は同通貨で表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、年度末現在の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建ての投資取引は、取引日に適用される為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、投資有価証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有証券の市場価格の値動きから生じる変動を分離しない。かかる変動は、投資有価証券による実現純損益および未実現純損益の変動に計上される。

2025年5月31日現在の為替レート：

1 米ドル = 1.55533 豪ドル

1 米ドル = 143.71491 円

為替先渡取引

為替先渡取引は、満期までの残存期間に関して年度末現在で適用される先渡レートで評価される。為替先渡取引によって生じた損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書に、未実現純利益は資産として計上され、未実現純損失は負債として計上される。

トータル・リターン・スワップ取引

トータル・リターン・スワップ取引は、公正価値で記載される。純資産計算書に、未実現利益は資産として計上され、未実現損失は負債として計上される。この評価によって生じた未実現損益の変動は、運用計算書に計上される。支払利息と受取利息の差額は、運用計算書に計上される。

注 3 - 受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から当初設立費用7,500ユーロを受領した。当該当初設立費用は、設定日から30ファンド営業日以内に支払われた。

さらに、受託会社は、ファンドの資産から、各暦四半期の各評価日に算出される純資産価額の年率0.01%に相当する金額の報酬を受領し、当該報酬は、会計年度ベースで四半期毎に米ドルで後払いされる。

各四半期に支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われる。

ファンドの勘定で負担した全ての適切な経費および支出もまた、ファンドの資産から受託会社に払い戻される。

注 4 - 管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から当初設立費用7,500ユーロを受領した。当該当初設立費用は、設定日から30ファンド営業日以内に支払われた。

さらに、管理会社は、ファンドの資産から、各暦四半期の各評価日に算出される純資産価額の年率0.01%に相当する金額の報酬を受領し、当該報酬は、会計年度ベースで四半期毎に米ドルで後払いされる。

各四半期に支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われる。

ファンドの勘定で負担した全ての適切な経費および支出もまた、ファンドの資産から管理会社に払い戻される。

注 5 - 投資運用報酬

投資運用会社は、ファンドの資産から、各暦四半期の各評価日に算出される純資産価額の年率0.35%に相当する金額の報酬を受領し、当該報酬は、会計年度ベースで四半期毎に米ドルで後払いされる。

各四半期に支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われる。

ファンドの勘定で負担した全ての適切な経費および支出もまた、ファンドの資産から投資管理会社に払い戻される。

注 6 - 副投資運用報酬

副投資運用会社は、ファンドの資産から、各暦四半期の各評価日に算出される純資産価額の年率0.17%に相当する金額の報酬を受領し、当該報酬は、会計年度ベースで四半期毎に米ドルで後払いされる。

各四半期に支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われる。

ファンドの勘定で負担した全ての適切な経費および支出もまた、ファンドの資産から副投資運用会社に払い戻される。

注7 - 保管報酬

保管会社は、その業務に対し、ファンドの資産から、各暦四半期の各評価日に算出される純資産価額の年率0.06%に相当する金額の報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、会計年度ベースで四半期毎に米ドルで後払いされる。

各四半期に支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われる。

保管会社は、担保管理代理人としての業務に対し、ファンドの資産から、2,500ユーロの担保管理設定報酬および各暦四半期の各評価日に算出される年額5,000ユーロの担保管理報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、四半期毎にユーロで後払いされる（以下「担保管理代理人報酬」という。）。

ファンドの勘定で合理的に負担した全ての適切な経費および支出もまた、ファンドの資産から保管会社に払い戻される。

保管会社は、ファンドの資産から、ファンドの勘定で保管会社が行う全ての付随業務（ファンドの投資目的、投資方針および投資制限に従い、投資運用会社および副投資運用会社から保管会社に通知される外貨取引処理を含むが、これらに限られない。）に係る全ての付随報酬を、受託会社および保管会社が随時合意する金額で払い戻される権利も有する。

注8 - 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、その業務に対し、ファンドの資産から、各暦四半期の各評価日に算出される純資産価額の年率0.08%に相当する金額の報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、会計年度ベースで四半期毎に米ドルで後払いされる。

各四半期に支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われる。

ファンドの勘定で合理的に負担した全ての適切な経費および支出もまた、ファンドの資産から管理事務代行会社に払い戻される。

管理事務代行会社は、監査確認書の発行、半期財務書類の作成またはルクセンブルクで一般に公正と認められる会計原則以外の会計原則の使用等の特定の管理事務業務の遂行に対し、ファンドの資産から、当該業務に対する報酬を、管理事務代行会社および受託会社が合意する金額で受領する権利も有する。

注9 - 販売報酬

販売会社は、その業務に対し、ファンドの資産から、各四半期の各評価日に算出される、販売会社が販売した受益証券に帰属する純資産価額の年率0.90%に相当する金額の報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、会計年度ベースで四半期毎に米ドルで後払いされる。

各四半期に支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われる。

代行協会員は、その業務に対し、ファンドの資産から、各四半期の各評価日に算出される純資産価額の年率0.07%に相当する金額の報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、四半期毎に米ドルで後払いされる。

各四半期に支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われる。

注10 - 代行協会員報酬

代行協会員は、その業務に対し、ファンドの資産から、各四半期の各評価日に算出される純資産価額の年率0.07%に相当する金額の報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、四半期毎に米ドルで後払いされる。

設定日（設定日を含む。）から2022年5月31日までの期間中の当初報酬は、当該期間中の各評価日におけるルクセンブルクの営業終了時点での純資産価額に基づき、日割りで代行協会員に支払われた。

各四半期に支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われる。

注11 - 費用の上限額

ファンドは、上限付費用に基づき費用を支払う。ファンドの資産から支払われる費用総額の上限額は、純資産価額の年率0.10%である。

ファンドに実際に発生した費用総額は、年に一度決定され、上限付費用に基づき計算された未払費用の金額と比較される。実際の費用の水準が上限額を上回る場合、差額は費用の減少として計上される。費用の減少額は、「その他の資産」として「純資産計算書」に開示される。

受託会社は、投資運用会社および副投資運用会社が過去に負担した費用総額が、関連する年度の純資産価額の年率0.10%を超えた額に相当する金額を、投資運用会社および副投資運用会社に支払う。

注12 - 未払費用

	(米ドル)
投資運用報酬	10,573
副投資運用報酬	5,125
販売報酬および代行協会員報酬	29,282
管理事務代行報酬	2,416
保管報酬	1,813
受託報酬および管理報酬	604
未払費用	<u>49,813</u>

注13 - 分配

原則として、管理会社は、受託会社および投資運用会社と協議の上、毎年2月7日および8月7日現在の受益者に対し、受益証券のクラスについて半年ごとの分配を宣言することができる。ただし、当該年における2月7日または8月7日がファンド営業日ではない場合、半年ごとの分配は、翌ファンド営業日および/または管理会社が受託会社および投資運用会社と協議の上随時決定するその他の日（以下「分配基準日」という。）に宣言することができる。最初の分配基準日は、2022年8月8日である。受益証券のクラスについての分配金の額（以下「分配額」という。）は、適用ある受益証券クラスの1口当たり純資産価格、純投資収益ならびに純実現および純未実現キャピタルゲインを斟酌し、合理的な分配金の水準を維持するために必要と判断される場合には、分配可能な他の資金も斟酌する。分配される資金額の一貫性を保つために、受益証券のクラスについて宣言される分配金は、特定の期間についてのインカムゲインおよびキャピタルゲインと異なることがある。

関連する分配基準日直後の1ファンド営業日目の各取引日における受益証券の申込みおよび買戻しに関して支払われる申込価格および受領する買戻価格は、関連する分配が受益者に支払われるまで、分配される予定であるが未分配の金額を含まない。

宣言された分配額は、分配基準日において受益者名簿にその名義の受益証券が記載されている者に対して支払われ、かかる全ての分配金は、0.01米ドルまたは0.01豪ドル単位（場合による。）に四捨五入される。

分配金は、関連する分配基準日から6ファンド営業日以降に支払われる。

インカム等収益および売買益等から、管理会社が受益証券1口当たり純資産価格の水準等を勘案して分配を行う。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがある。また、投資元本の一部から収益の分配を行う場合がある。

2025年5月31日に終了した期間に、ファンドは総額497,761米ドルの分配を行った。

注14 - 税金

ケイマン諸島の現行法では、ファンドに、いかなる所得税、資産税、譲渡税、売却税その他の税金も課されることがなく、また、ファンドによる受益者への支払または受益証券の買戻しの際の純資産額の支払に対して適用される源泉徴収税も賦課されない。

ファンドは、特定の利息、配当金およびキャピタルゲインに対し海外源泉徴収税が賦課されることがある。

注15 - 購入および買戻しの要項

日本における受益証券の募集

受益証券は、日本の金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む、以下「金融商品取引法」という。）に基づく日本国財務省関東財務局長への有価証券届出書、および日本の投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含む、以下「投信法」という。）に基づく金融庁長官への届出書の提出後、日本の一般公衆に対して募集することができる。日本の法令に基づく適用除外（日本の流通市場における募集および販売の適用除外を含む。）に従う場合を除き、かかる提出がない限り、受益証券を日本の一般公衆に対して募集することはできない。

受益証券の当初申込み

受益証券の当初申込期間は、2022年3月2日から2022年3月3日（または受託会社が投資運用会社と協議の上決定するその他の期間。）（以下「当初申込期間」という。）である。本期間中に募集される受益証券の当初発行価格は、米ドルクラスは一口当たり100米ドル、および豪ドルヘッジクラスは一口当たり100豪ドルである。投資家1人当たりの最低当初投資単位は、1口以上1口の整数倍、または管理会社が投資運用会社および副投資運用会社と協議の上決定するその他の口数である。受益証券への申込みは、受益証券口数を参照しなければならない。1口当たり純資産価格の3.0%を上限とする申込手数料（消費税またはその他の税がある場合、それらを除く。）が課され、販売会社に支払われる。

当初申込期間中の受益証券購入の申込書は、当初申込期間最終日の午前10時（ルクセンブルク時間）までに管理事務代行会社に受領されなければならない。米ドルクラスの支払は米ドルで行われ、豪ドルヘッジクラスの支払は豪ドルで行われ、設定日に受領されなければならない。

申込みが受諾された価格に関する詳細は、関連する受益者により管理事務代行会社から入手することができる。

管理会社は受託会社と協議の上、または受託会社は管理会社と協議の上、受益証券購入の注文の全部または一部を拒否する権利を留保し、上記のとおり、適正に記入された申込書および支払が期限内に受領されなかった注文を取り消すことができる。

受益証券の継続購入

受益証券は、継続的に、各取引日（以下に定義される。）に適格投資家に募集される。各受益証券の発行価格は、当該申込書が取引期限より前に受領されることを条件として、関連する取引日に該当する評価日における適用あるクラス受益証券の1口当たり純資産価格である。投資者1人当たりの最低投資単位は、1口以上1口の整数倍、または受益証券が整数でのみ発行されることを条件として、管理会社が投資運用会社および副投資運用会社と協議の上決定するその他の口数である。申込みは、受益証券口数を参照しなければならない。1口当たり純資産価格の3.0%を上限とする申込手数料（消費税またはその他の税がある場合、それらを除く。）が課され、販売会社に支払われる。

受益証券購入の申込書は、関連する取引日の1ファンド営業日前の午前10時（ルクセンブルク時間）、または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の日および/もしくは時間（以下「取引期限」という。）までに管理事務代行会社により受領されなければならない。

米ドル貨（米ドルクラスの場合）または豪ドル貨（豪ドルヘッジクラスの場合）での支払は、関連する取引日から4ファンド営業日以内、または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の期間内に受領されなければならない。

管理会社は受託会社と協議の上、または受託会社は管理会社と協議の上、受益証券購入の注文の全部または一部を拒否する権利を留保し、上記のとおり、適正に記入された申込書および支払が期限内に受領されなかった注文を取り消すことができる。

「取引日」とは、各ファンド営業日および／または受託会社が、管理会社と協議の上、随時決定するその他の日をいう。

受益証券の申込みが受諾された場合、当該受益証券の申込者が設定日または関連する取引日後まで受益者名簿に当該受益証券が記載されなくても、受益証券は設定日または関連する取引日（場合による。）に有効に発行されたものとして取り扱われる。このため、受益証券の申込者が支払った申込代金は、設定日または関連する取引日からファンドの投資リスクにさらされる。

受益証券の買戻し

受益証券は、2022年3月4日または受託会社が管理会社と協議の上決定するそれ以降の日から開始する各取引日に、受益者の選択により買戻しが可能である。受益者は、買戻し通知に記載のとおり、受益証券の買戻しを請求する買戻し通知を送達することができる。取引日に買戻しに供される一受益者当たりの最低買戻し単位は、1口以上1口の整数倍、または管理会社が投資運用会社および副投資運用会社と協議の上決定するその他の口数である。買戻し通知は、関連する取引日の1ファンド営業日前の午前10時（ルクセンブルク時間）、または管理会社が随時決定するその他の日および／もしくは時間までに管理事務代行会社により受領されなければならない。当該時後に受領された買戻し通知は、次の取引日に持ち越される。

受益証券1口当たりの買戻し価格は、適用ある取引日に該当する評価日における受益証券1口当たり純資産価格である。

受益証券の買戻しに関する送金は、米ドルクラスについては米ドル貨で、豪ドルヘッジクラスについては豪ドル貨で、関連する取引日から3ファンド営業日以内（ただし、豪ドルヘッジクラスについては、3ファンド営業日目の日がメルボルンの銀行の通常営業日でない場合、メルボルンの銀行の通常営業日である直後のファンド営業日）および／または管理会社が投資運用会社と協議の上随時決定するその他の日までに電信送金にて行われるものとする。

買戻し通知が受諾された場合、本項の最後の一文に示される場合を除き、当該買戻し受益者がファンドの受益者名簿から削除されているか、または買戻し価格の決定もしくは送金が行われたかを問わず、受益証券は関連する取引日に買い戻されたものとして取り扱われる。したがって、関連する取引日から、受益者は、受益者としての資格において、買い戻された受益証券について信託証書に基づき生じるいかなる権利（ファンドの集会の通知を受領し、これに出席しまたは投票する権利を含む。）を行使することができないものとする。ただし、買戻し価格および関連する取引日より前に宣言されたが未払いの分配金（いずれの場合も買い戻された受益証券に関するもの）を受領する権利はこれに含まれない。かかる買戻しを行った受益者は、買戻し価格に関してファンドの債権者となる。支払不能による清算の場合には、買戻しを行った受益者は、通常の債権者より劣後するが、受益者より優先される。発行済みの受益証券の全てについて一または複数の買戻し通知が受諾される場合、関連する受益証券の買戻しを行う受益者は、関連する取引日に続いて対応する買戻し代金が送金されるまで、受益者の地位を保持し続ける。

管理会社は、受託会社、投資運用会社および副投資運用会社と協議の上、買戻し請求を停止、拒否または取り消す権利を留保し、および買戻し手取金の支払を延期することができる。管理会社は、受託会社、投資運用会社および副投資運用会社と協議の上、管理会社が適正と判断する場合、買戻し請求の量を制限する権利または買戻し請求の受諾を中止する権利、すなわち停止を宣言する権利を留保する。

受益証券の買戻しが停止される場合、受益者は、当該停止の取消より前に行われる買戻し申込みを撤回することができる。ただし、受益者が買戻し通知を撤回しない場合、当該買戻し通知は停止の取消に続く次の取引日に持ち越され、当該受益証券は、前述の部分および信託証書に記載の条項に従い、当該買戻し時点の買戻し価格で買い戻される。

注16 - 為替先渡取引

2025年5月31日現在、ファンドは、豪ドルクラス受益証券に帰属する資産の一部の為替変動リスクをヘッジするために使用する以下の未決済の為替先渡取引を有していた。

購入通貨	購入金額	売却通貨	売却金額	満期日	未実現（損失） （米ドルで表示）
豪ドル	3,159,142	米ドル	2,035,812	2025年 6 月30日	(3,771)
					(3,771)

注17 - トータル・リターン・スワップ取引

2025年5月31日現在、ファンドは、以下の未決済のトータル・リターン・スワップ取引を有していた。

通貨	額面	銘柄	満期日	未実現利益 (米ドルで表示)
米ドル	10,861,000	TRSWAP BEFSPI10 IDX 02/03/26	2026年3月2日	665,127
				665,127

（２）【投資有価証券明細表等】

債券パワード・インカムファンド
 投資有価証券明細表
 2025年５月31日現在
 （米ドルで表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
米国					
米国財務省短期証券					
米ドル	3,500,000	TREASURY BILL 0% 17/07/25	3,466,181	3,480,307	30.13
米ドル	3,490,000	TREASURY BILL 0% 14/08/25	3,452,727	3,458,797	29.95
米ドル	2,800,000	TREASURY BILL 0% 12/06/25	2,773,048	2,795,713	24.21
			9,691,956	9,734,817	84.29
米国合計			9,691,956	9,734,817	84.29
投資有価証券合計			9,691,956	9,734,817	84.29

（１）額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

4【管理会社の概況】

（１）【資本金の額】（2025年６月末日現在）

管理会社の資本金の額は、50万ユーロ（約8,483万円）である。

最近５年間における資本金の額の増減はない。

（注）ユーロの円貨換算は、2025年６月30日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝169.66円）による。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

管理会社の事業目的は、ケイマン諸島の法律に抵触しない範囲においていかなる制約も受けない。

管理会社は、信託証書に基づき、トラストに係る事項の一般的な運営および管理に責任を有する。

管理会社は、各ファンドの受益証券の発行を行う排他的な権限を有している。また、管理会社は投資者名簿の保管、決算書の作成、受益証券の売却および買戻し、分配金の支払（もしあれば）、受益証券１口当たり純資産価格の計算、並びに各ファンドの資産の投資についても責任を有する。

管理会社は、投資運用会社であるＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社にファンドの投資運用業務を委託している。

管理会社は、2025年５月末日現在、以下の投資信託の運用を行っており、その管理財産は、5,077億円である。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産の合計（通貨別）
ケイマン諸島	契約型投資信託	10	3,228,334,669.63 米ドル
		3	35,347,101,310 円
		7	51,299,494.45 豪ドル

（３）【その他】

本書提出前６か月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

5【管理会社の経理の概況】

- a．管理会社の最近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含む。）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含む。）第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号。その後の改正を含む。）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジーエルエルピーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2025年6月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝169.66円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【資産及び負債の状況】

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

貸借対照表

2025年3月31日現在

(単位：ユーロ)

		2025年 3 月31日		2024年 3 月31日	
	注記	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
固定資産					
金融資産					
関連会社株式	5	600,000	101,796	600,000	101,796
固定資産として保有する投資有価証券	5	14,433	2,449	13,951	2,367
		614,433	104,245	613,951	104,163
流動資産					
債権					
売掛金					
a) 1 年以内に期限到来		2,162,488	366,888	1,792,921	304,187
銀行預金および手許現金	9	9,013,173	1,529,175	4,135,394	701,611
		11,175,661	1,896,063	5,928,315	1,005,798
前払金		190,724	32,358	108,830	-
合計（資産）		11,980,818	2,032,666	6,651,096	1,128,425
資本、準備金および負債					
資本および準備金					
払込済資本	3	500,000	84,830	500,000	84,830
繰越利益	4	4,194,473	711,634	3,873,425	657,165
当期利益		441,935	74,979	321,048	54,469
		5,136,408	871,443	4,694,473	796,464
債務					
買掛金					
a) 1 年以内に期限到来	7	64,550	10,952	161,473	27,396
関連会社に対する債務					
a) 1 年以内に期限到来	7 , 9	6,779,860	1,150,271	1,795,150	304,565
		6,844,410	1,161,223	1,956,623	331,961
合計（資本、準備金および負債）		11,980,818	2,032,666	6,651,096	1,128,425

添付の注記は当該年次財務書類の重要な部分である。

(2) 【損益の状況】

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

損益計算書

2025年3月31日に終了した年度

(単位：ユーロ)

	注記	2025年3月31日終了年度		2024年3月31日終了年度	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
1 から 5 . 総損益	10	443,782	75,292	370,054	62,783
10 . 固定資産の一部を構成する その他の投資有価証券および 貸付からの収益					
b) a) に含まれないその他の 収益		369	63	301	51
13 . 流動資産として保有される金融 資産および投資有価証券に係る 評価額調整	5	175	30	314	(148)
14 . 未払利息および類似の費用					
b) その他の利息および類似の 費用	11	(2,391)	(8,551)	(49,621)	(7,441)
16 . 税引後利益		441,935	74,979	321,048	54,469
18 . 当期利益		441,935	74,979	321,048	54,469

添付の注記は当該年次財務書類の重要な部分である。

[次へ](#)

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

年次財務書類注記

2025年3月31日現在

（単位：ユーロ）

1．年次財務書類注記

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「当社」という。）は、1998年2月27日にケイマン諸島の会社法に基づいて免税会社として設立された。当社は、当初「グローバル・ファンズ・カンパニー」という名称で登録されていたが、1998年3月13日付の特別決議により名称を変更した。当社は、銀行および信託会社法に基づき、1998年3月13日に信託免許を取得した。また同日に、当社はケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき発行されたミューチュアル・ファンド管理業者免許も取得した。当社はノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の完全子会社である。

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.は、英国の法律のもとで設立され、ロンドンに登録上の事務所を有する持株会社であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディング・ピーエルシー（以下「親会社」という。）の子会社である。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディング・ピーエルシーの連結財務諸表は、英国、EC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1にて入手可能である。

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の最終的な親会社は、日本の法律のもとで設立され、東京に登録上の事務所を有する持株会社である野村ホールディングス株式会社である。野村ホールディングス株式会社の連結財務諸表は、〒103-8645 東京都中央区日本橋一丁目13番1号で入手可能である。

当社の主な事業活動は、投資ファンドに対して信託および管理サービスを提供し、それによって受託および管理報酬を得ることである。

2．重要な会計方針

作成の基礎

当社の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終了する。本年次財務書類の作成において、継続企業の前提が適用されている。

当社の年次財務書類は、ルクセンブルクの法律および規制要件、ならびにルクセンブルクで一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

重要な会計方針の概要は以下の通りである。

外貨換算

当社は会計帳簿をユーロ建てで記帳しており、その年次財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨建てのすべての取引は、取引日現在の実勢為替レートでユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在有効な為替レートで換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に記帳される。

その他の資産および負債は、それぞれ、過去の為替レートで換算した価額または貸借対照表日現在の実勢為替レートで算定した価額のいずれか低い方または高い方で別途換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。未実現差益は考慮されない。

費用

費用は発生主義で計上される。

受取利息

受取利息は発生主義で計上される。

総損益

総損益には、その他外部費用を差し引いた、管理運用するファンドから受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

金融資産

金融資産は取得価格または時価のいずれか低い方で評価される。

固定資産として保有する投資有価証券は、購入価格（付随する費用を含む。）で評価される。価額が継続的に下落していると取締役会が判断する場合、金融資産について評価額調整が行われ、貸借対照表日時点において当該金融資産に帰するより低い金額で評価される。当該評価額調整は、評価額調整を行うべき理由が消失した場合、継続されない。

債権

売掛金は、額面価額で計上される。回収が困難な場合、評価額調整が行われる。当該評価額調整は、評価額調整を行うべき理由が消失した場合、継続されない。

前払金

前払費用は、当社の将来の利益を反映する事前に支払われた費用からなる。

買掛金

本負債項目には、当期に関連する費用で、来期に支払われるものが含まれる。

3．払込済資本

発行済みで全額払込済みの株主資本は、1株当たり額面10ユーロの記名株式50,000株で構成されている。当社は自己株式を取得していない。

4．繰越損益

	(ユーロ)
2023年3月31日現在残高	3,530,003
前期損益	343,422
2024年3月31日現在残高	3,873,425
前期損益	321,048
2025年3月31日現在残高	4,194,473

5．金融資産

金融固定資産は以下から構成されている。

関連会社株式

当社は、2011年6月8日に設立されたケイマンに所在する会社であるマスター・トラスト・カンパニーの株式を100%所有している。

会社名	持分	取得原価（ユーロ）	2025年3月31日現在の監査済純資産（ユーロ）
マスター・トラスト・カンパニー	100%	600,000	3,472,154

固定資産として保有する投資有価証券

固定資産として保有する投資有価証券の内訳は、投資ファンドの受益証券／投資証券への投資である。

固定資産として保有する投資有価証券の増減は、以下のように要約される。

	2025年 (ユーロ)	2024年 (ユーロ)
取得原価：		
期首現在	14,870	14,106
期中の取得	515	921
期中の売却	(208)	(157)
期末現在	15,177	14,870
評価額調整：		
期首現在	(919)	1,233
当期評価額調整	175	314
期末現在	(744)	919
為替の影響		
期首現在	---	---
当期評価額調整	---	---
期末現在	---	---
期末の正味価値	14,433	13,951
期末の市場価値	16,005	15,347

損益計算書において、適切な分類に合わせるため、「流動資産として保有される金融資産および投資有価証券に係る評価額調整」から「固定資産の一部を構成するその他の投資有価証券および貸付からの収益」に比較情報の額43ユーロが再分類された。

6. 租税

当社は、ケイマン諸島政府から、現地におけるすべての収益、利益およびキャピタル・ゲインに係る税金を2034年1月6日まで免除することを約束されている。現時点では、ケイマン諸島にはそのような税金は存在しない。

当社は、特定の利息、配当およびキャピタル・ゲインの総額に対して課税される外国源泉徴収税の対象となる可能性がある。

7．債権および債務

債権

2025年3月31日現在、売掛金残高は、投資ファンドからの信託および管理サービスに係る報酬および手数料の未収金で構成されている。

債務

2025年3月31日現在、債務は、監査費用およびその他の保証業務費用64,550ユーロ（2024年3月31日：161,473ユーロ）、2015年および2016年に当社とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの間で当初締結された2つの契約に代替して2024年3月に効力を生じた契約に基づくグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーに対する未払報酬467,860ユーロ（2024年3月31日：142,150ユーロ）ならびに2014年3月31日付けで当社とノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の間で締結された枠組契約に基づくノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に対する未払報酬6,312,000ユーロ（2024年3月31日：1,653,000ユーロ）で構成される。ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.により提供される業務には、資産管理サポート、法律業務、コンプライアンス、内部監査、ITならびに管理事務代行業務およびインフラ業務等が含まれるが、これらに限定されない。

8．平均従業員数

当社は、2025年3月31日および2024年3月31日に終了した年度において、従業員を有していなかった。

9．関連会社間取引

当社は、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（ルクセンブルクにおいて設立）の完全子会社である。当社の最終的な親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

通常の事業活動において、多数の銀行取引がノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.との間で行われている。これらには、当座勘定および外国為替取引が含まれる。

2025年3月31日に終了した年度において、当社はノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に開設した当座勘定に係る借入利息の支払いはなかった（2024年3月31日に終了した年度：なし）。適用される利率は、市場で利用可能な短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いて算出される。

さらに当社は、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.およびグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーより報酬を請求される（上述の注記7を参照のこと。）。

10．総損益

2025年3月31日および2024年3月31日に終了した年度において、以下のとおり分析される。

	2025年3月31日 (ユーロ)	2024年3月31日 (ユーロ)
信託および管理報酬	8,064,656	7,375,376
その他の外部費用	(7,620,874)	(6,987,322)
	443,782	370,054

2025年3月31日に終了した年度において、その他の外部費用は、主に、当社とノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の間で締結された枠組契約に基づくノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に対する未払年間報酬6,312,000ユーロ（2024年3月31日に終了した年度：6,210,000ユーロ）およびその他の報酬の総額1,308,874ユーロ（2024年3月31日に終了した年度：777,322ユーロ）で構成されている。

11．その他の利息および類似費用

2025年3月31日に終了した年度において、当社は直物の為替取引に係る純損失2,391ユーロ（2024年3月31日に終了した年度：純損失49,621ユーロ）を計上した。

12．運用資産

当社が実質的に所有するものではないが、投資運用責任を有する運用資産については、貸借対照表には含まれていない。2025年3月31日現在における当社が受託会社を務める資産の残高は約41,750百万ユーロ（2024年3月31日：39,579百万ユーロ）であり、2025年3月31日現在における当社が管理会社を務める資産の残高は、約3.2百万ユーロ（2024年3月31日：2.2百万ユーロ）である。

13．後発事象

2025年3月31日より後に、2025年3月31日現在の年次財務書類に調整または追加の開示を必要とする事象は発生していない。

[次へ](#)

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Balance sheet as at March 31, 2025
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2025	March 31, 2024
ASSETS			
FIXED ASSETS			
Financial assets			
Shares in affiliated undertakings	5	600,000	600,000
Investments held as fixed assets	5	<u>14,433</u>	<u>13,951</u>
		614,433	613,951
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade debtors			
a) becoming due and payable within one year	7	2,162,488	1,792,921
Cash at bank and in hand	9	<u>9,013,173</u>	<u>4,135,394</u>
		11,175,661	5,928,315
PREPAYMENTS		190,724	108,830
TOTAL (ASSETS)		<u>11,980,818</u>	<u>6,651,096</u>
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	3	500,000	500,000
Results brought forward	4	4,194,473	3,873,425
Results for the financial year		<u>441,935</u>	<u>321,048</u>
		5,136,408	4,694,473
CREDITORS			
Trade creditors			
a) becoming due and payable within one year	7	64,550	161,473
Amounts owed to affiliated undertakings			
a) becoming due and payable within one year	7, 9	<u>6,779,860</u>	<u>1,795,150</u>
		6,844,410	1,956,623
TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)		<u>11,980,818</u>	<u>6,651,096</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

- 4 -

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Profit and Loss account
For the year ended March 31, 2025
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2025	March 31, 2024
1. to 5. Gross results	10	443,782	370,054
10. Income from other investments and loans forming part of the fixed assets			
b) other income not included under a)		369	301
13. Value adjustments in respect of financial assets and of investments held as current assets	5	175	314
14. Interest payable and similar expenses			
b) other interest and similar expenses	11	(2,391)	(49,621)
16. Results after taxation		441,935	321,048
18. Results for the financial year		<u>441,935</u>	<u>321,048</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

- 5 -

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the Annual Accounts
As at March 31, 2025
(expressed in Euro)

Note 1 – Notes to the Annual Accounts

Global Funds Trust Company (the "Company") was incorporated as an exempted company on February 27, 1998 under the Companies Act of the Cayman Islands. The Company was originally registered under the name 'Global Funds Company' and changed its name by special resolution on March 13, 1998. The Company obtained a trust license effective March 13, 1998 under the Banks and Trust Company Law. Effective that same date, the Company also obtained a Mutual Fund Administrators License issued under the Mutual Funds Act of the Cayman Islands. The Company is a wholly owned subsidiary of Nomura Bank (Luxembourg) S.A..

Nomura Bank (Luxembourg) S.A. is a subsidiary of Nomura Europe Holding Plc (the "Parent company"), a holding company incorporated under the laws of United Kingdom and whose registered office is in London. The consolidated accounts of Nomura Europe Holding Plc may be obtained at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Nomura Bank (Luxembourg) S.A.'s ultimate parent is Nomura Holdings, Inc., a holding company incorporated under the laws of Japan whose registered office is in Tokyo. The consolidated accounts of Nomura Holdings, Inc. may be obtained at 1-13-1, Nihonbashi, Chuoku, Tokyo 103-8645, Japan.

The principal activity of the Company is to provide trust and management services to investment funds for which it receives trustee and management fees.

Note 2 – Summary of significant accounting policiesBasis of preparation

The Company's accounting year starts on 1 April and ends on 31 March every year. The going concern basis has been applied in preparing these Annual Accounts.

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounting records in Euro (EUR) and its annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the Annual Accounts
As at March 31, 2025
(expressed in Euro)

Note 2 – Summary of significant accounting policies (continued)

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account. Unrealized gains are not taken into account.

Expenses

Expenses are recorded on an accruals basis.

Interest income

Interest income are recorded on an accruals basis.

Gross results

Gross results includes the management fees earned from funds under management less other external charges. The turnover is recorded on an accrual basis.

Financial assets

Financial assets are valued at the lower of cost or market value.

Investments held as fixed assets are valued at purchase price including the expenses incidentalthereto. In the case of durable depreciation in value according to the opinion of the Board, value adjustments are made in respect of financial assets, so that they are valued at the lower figure to be attributed to them at the balance sheet date. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Prepayments

Prepaid expenses consist of expenses paid in advance to reflect future benefits of the Company.

Trade creditors

This liability item includes expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the Annual Accounts
As at March 31, 2025
(expressed in Euro)**Note 3 – Subscribed capital**

The share capital which is issued and fully paid represents 50,000 registered shares of a par value of EUR 10 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 – Results brought forward

	<i>EUR</i>
Balance as at March 31, 2023	3,530,003
Previous year's results	<u>343,422</u>
Balance as at March 31, 2024	<u>3,873,425</u>
Previous year's results	<u>321,048</u>
Balance as at March 31, 2025	<u>4,194,473</u>

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the Annual Accounts
As at March 31, 2025
(expressed in Euro)

Note 5 – Financial assets

Financial fixed assets consist of:

Shares in affiliated undertakings

The Company owns 100% of the shares issued by Master Trust Company, a Cayman domiciled company incorporated on June 8, 2011.

Company name	Interest	Acquisition Cost (EUR)	Audited Net Equity March 31, 2025 (EUR)
Master Trust Company	100%	600,000	3,472,154

Investments held as fixed assets

Investments held as fixed assets consist of investments in units/shares of investment funds. Movements in investments held as fixed assets are summarised as follows:

	2025 EUR	2024 EUR
Acquisition cost		
at the beginning of the year	14,870	14,106
acquisitions during the year	515	921
disposals during the year	(208)	(157)
at the end of the year	15,177	14,870
Value adjustments		
at the beginning of the year	(919)	(1,233)
value adjustments for the year	175	314
at the end of the year	(744)	(919)
Foreign exchange impact		
at the beginning of the year	---	---
value adjustments for the year	---	---
at the end of the year	---	---
Net value at the end of the year	14,433	13,951
Market value at the end of the year	16,005	15,347

In profit and loss account, a comparative amount of 43 EUR has been reclassified from Value adjustments in respect of financial assets and of investments held as current assets to income from other investments and loans forming part of fixed assets in order to align with appropriate classifications.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the Annual Accounts
As at March 31, 2025
(expressed in Euro)

Note 6 – Taxation

The Company has received an undertaking from the Cayman Islands Government exempting it from all local income, profits and capital gains tax until January 6, 2034. No such taxes exist in the Cayman Islands at the present time.

The Company may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains, imposed on a gross basis.

Note 7 – Debtors and CreditorsDebtors:

As at March 31, 2025, the trade debtor balance consists of commissions and fees receivable from investment funds for trust and management services.

Creditors:

As at March 31, 2025, the creditors consist of audit fees and other assurance services fees for an amount of EUR 64,550 (March 31, 2024: EUR 161,473), fees payable to Global Funds Management S.A. for an amount of EUR 467,860 (March 31, 2024: EUR 142,150) following an agreement signed between the two entities effective March 2024 and replacing two agreements originally signed in 2015 and 2016, fees payable to Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 6,312,000 (March 31, 2024: EUR 1,653,000) following a framework agreement signed between the two entities on March 31, 2014. The services provided by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. include without limitation asset management support, legal affairs, compliance, internal audit, IT, administrative, infrastructure services, etc.

Note 8 – Average Staff

The Company did not have any employees during the years ended March 31, 2025 and March 31, 2024.

Note 9 – Related party transactions

The Company is fully owned by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg). The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with Nomura Bank (Luxembourg) S.A. in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

For the year ended March 31, 2025, the Company paid no debit interests on its current accounts opened at Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (March 31, 2024: nil). The interest rates applied are derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non-related party clients.

In addition, fees are invoiced to the Company by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. and Global Funds Management S.A. (cf. Note 7 above).

- 10 -

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the Annual Accounts
As at March 31, 2025
(expressed in Euro)

Note 10 – Gross results

For the years ended March 31, 2025 and 2024, this caption can be analysed as follows:

	March 31, 2025 EUR	March 31, 2024 EUR
Trust and Management fees	8,064,656	7,357,376
Other external charges	(7,620,874)	(6,987,322)
	<u>443,782</u>	<u>370,054</u>

For the year ended March 31, 2025, the Other external charges consist mainly of annual fees due to Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 6,312,000 following a framework agreement signed between the two entities (March 31, 2024: EUR 6,210,000) and other fees for a total amount of EUR 1,308,874 (March 31, 2024: EUR 777,322).

Note 11 – Other interest and similar expenses

For the year ended March 31, 2025, the Company incurred a net loss on spot foreign exchange transactions for an amount of EUR 2,391 (March 31, 2024: net loss for EUR 49,621).

Note 12 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets for which the Company is acting as trustee amount to approximately EUR 41,750 million as at March 31, 2025 (March 31, 2024: EUR 39,579 million), and assets for which the Company is acting as management company amount to approximately EUR 3.2 million as at March 31, 2025 (March 31, 2024: EUR 2.2 million).

Note 13 – Subsequent events

No events have occurred subsequent to March 31, 2025 that would require adjustment to or additional disclosure in the annual accounts as of March 31, 2025.

(2) その他の訂正

訂正箇所を下線または傍線で示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

管理会社の概況

< 訂正前 >

(前略)

(ハ) 資本金の額

2025年3月末日現在、資本金の額は50万ユーロ（約8,104万円）

（注）ユーロの円貨換算は、2025年3月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 162.08円）による。以下同じ。

定款およびケイマン諸島会社法（改正済）に定める以外に、管理会社が発行する株式数の上限に関する制限はない。

(中略)

(ホ) 大株主の状況

(2025年3月末日現在)

名称	所在地	所有株式数	比率
ノムラ・バンク・ ルクセンブルク S.A. (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	ルクセンブルク大公国 エス ペランジュ ガスペリッシュ 通り33番 A棟 (Bâtiment A 33, rue de Gasperich L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)	50,000株	100%

< 訂正後 >

(前略)

(ハ) 資本金の額

2025年6月末日現在、資本金の額は50万ユーロ（約8,483万円）

（注）ユーロの円貨換算は、2025年6月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 169.66円）による。以下同じ。

定款およびケイマン諸島会社法（改正済）に定める以外に、管理会社が発行する株式数の上限に関する制限はない。

(中略)

(ホ) 大株主の状況

(2025年6月末日現在)

名称	所在地	所有株式数	比率
ノムラ・バンク・ ルクセンブルク S.A. (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	ルクセンブルク大公国 エス ペランジュ ガスペリッシュ 通り33番 A棟 (Bâtiment A 33, rue de Gasperich L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)	50,000株	100%

3 投資リスク

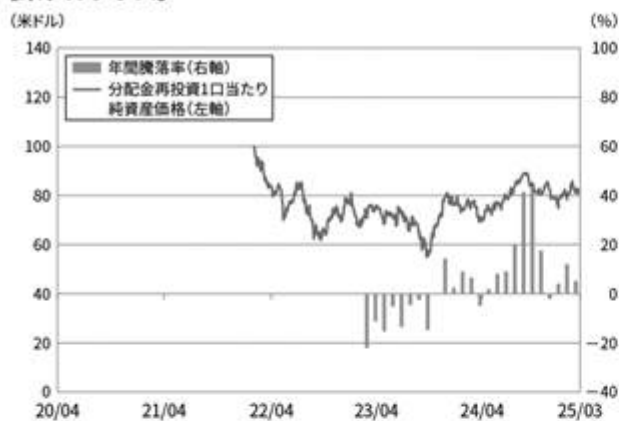
参考情報

<訂正前>

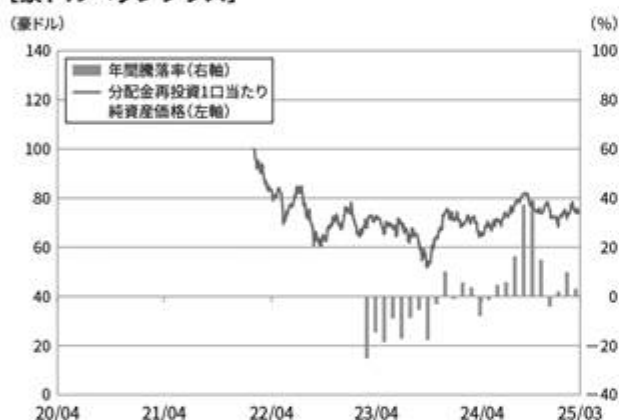
グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報のひとつとしてご利用下さい。

ファンドの課税前分配金再投資換算 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

【米ドルクラス】



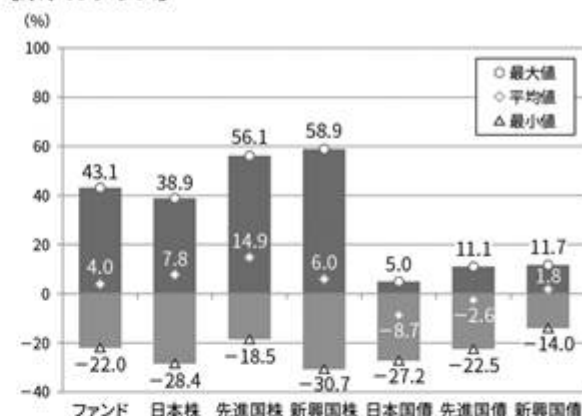
【豪ドルヘッジクラス】



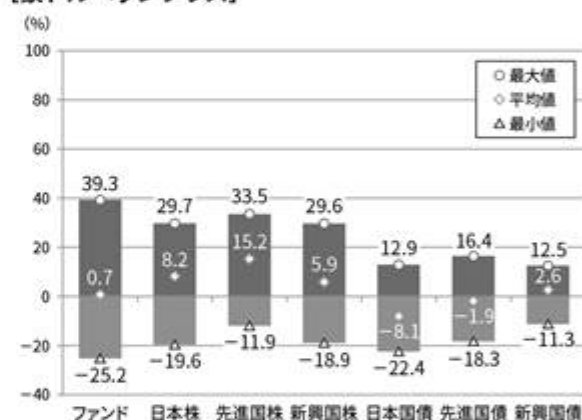
※課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、各収益分配金（課税前）をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、1口当たり純資産価格とは異なります。以下同じです。
※ファンドの年間騰落率は、課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格に基づき計算しており、1口当たり純資産価格に基づき計算された収益率とは異なる場合があります。以下同じです。
※年間騰落率は、各クラスの表示通貨建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの 年間騰落率の比較

【米ドルクラス】



【豪ドルヘッジクラス】



（出所）指数提供会社のデータを基にアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業が作成

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。以下同じです。
※2020年4月から2025年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドの各クラスおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる騰落率を使用しています。以下同じです。
※このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。以下同じです。

<各資産クラスの指数>

米ドルクラス

日本株・・・東証株価指数 (TOPIX) (配当込)
先進国株・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込) (米ドルベース)
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込) (米ドルベース)
日本国債・・・FTSE日本国債インデックス (米ドルベース)
先進国債・・・FTSE世界先進国債インデックス (米ドルベース)
新興国債・・・FTSE新興国市場国債インデックス (米ドルベース)
※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

豪ドルヘッジクラス

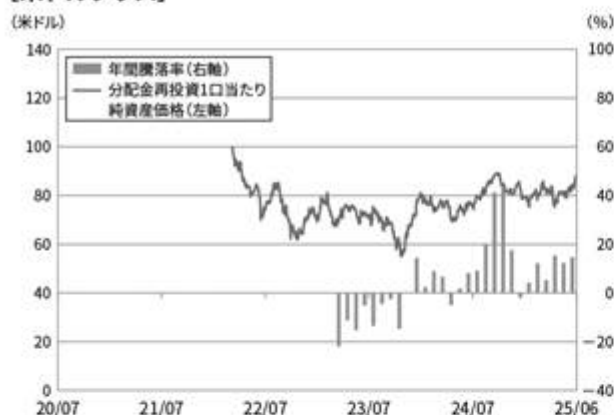
日本株・・・東証株価指数 (TOPIX) (配当込)
先進国株・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込) (豪ドルベース)
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込) (豪ドルベース)
日本国債・・・FTSE日本国債インデックス (豪ドルベース)
先進国債・・・FTSE世界先進国債インデックス (豪ドルベース)
新興国債・・・FTSE新興国市場国債インデックス
※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより豪ドル換算しています。

<訂正後>

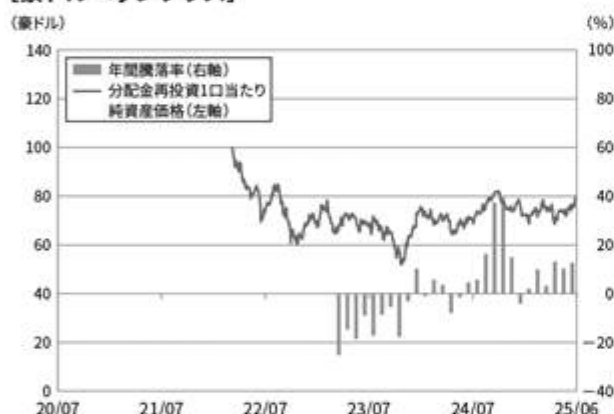
グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報のひとつとしてご利用下さい。

ファンドの課税前分配金再投資換算 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

[米ドルクラス]



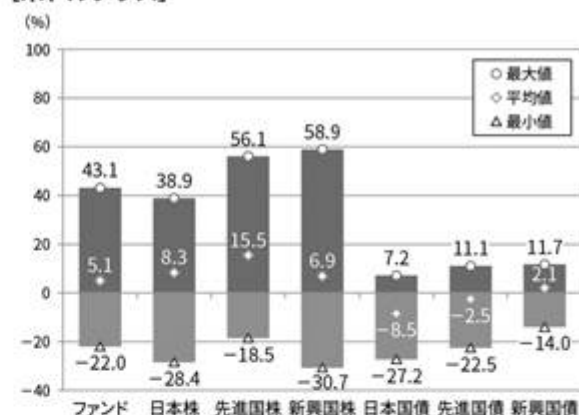
[豪ドルヘッジクラス]



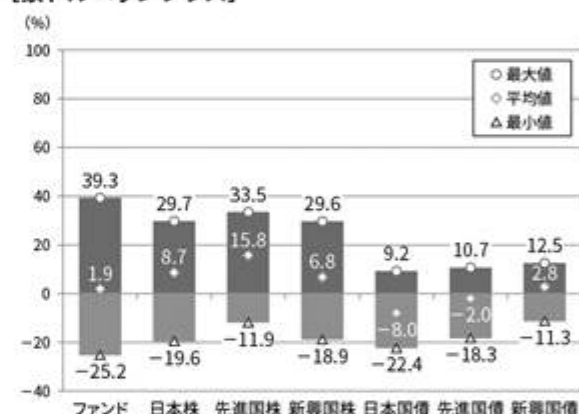
※課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、各収益分配金（課税前）をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、1口当たり純資産価格とは異なります。以下同じです。
※ファンドの年間騰落率は、課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格に基づき計算しており、1口当たり純資産価格に基づき計算された収益率とは異なる場合があります。以下同じです。
※年間騰落率は、各クラスの表示通貨建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの 年間騰落率の比較

[米ドルクラス]



[豪ドルヘッジクラス]



(出所) 指数提供会社のデータを基にアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業が作成

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。以下同じです。
※2020年7月から2025年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドの各クラスおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる騰落率を使用しています。以下同じです。
※このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。以下同じです。

<各資産クラスの指数>

米ドルクラス

日本株・・・東証株価指数 (TOPIX) (配当込)
先進国株・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込) (米ドルベース)
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込) (米ドルベース)
日本国債・・・FTSE日本国債インデックス (米ドルベース)
先進国債・・・FTSE世界先進国債インデックス (米ドルベース)
新興国債・・・FTSE新興国市場国債インデックス (米ドルベース)
※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

豪ドルヘッジクラス

日本株・・・東証株価指数 (TOPIX) (配当込)
先進国株・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込) (豪ドルベース)
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込) (豪ドルベース)
日本国債・・・FTSE日本国債インデックス (豪ドルベース)
先進国債・・・FTSE世界先進国債インデックス (豪ドルベース)
新興国債・・・FTSE新興国市場国債インデックス
※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより豪ドル換算しています。

4 手数料等及び税金

（５）課税上の取扱い

<訂正前>

（前略）

日本

2025年3月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後略）

<訂正後>

（前略）

日本

2025年6月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後略）

取締役会に対する独立監査人の監査報告書

監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「貴社」という。）の2025年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針およびその他の補足情報からなる年次財務書類に対する注記で構成される、年次財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の年次財務書類は、ルクセンブルクにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、貴社の2025年3月31日現在の財務状態および同日に終了した年度の財務実績についてすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。当該基準に基づく我々の責任については、本報告書の「年次財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。我々は国際会計士倫理基準審議会の職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下、「I E S B A 規程」という。）およびケイマン諸島における年次財務書類の監査に関連する倫理要件に従って貴社から独立した立場にあり、我々はこれらの要件およびI E S B A 規程に従って他の倫理上の義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の事項

2024年3月31日現在および同日に終了した年度における当社の年次財務書類は、別の監査人により監査され、同監査人は2024年6月27日付で当該財務書類について、無修正意見を表明した。

年次財務書類に対する経営陣およびガバナンス責任者の責任

経営陣は、ルクセンブルクにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して年次財務書類の作成および適正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない年次財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

年次財務書類の作成において、経営陣は、貴社が継続企業として存続する能力を評価し、経営陣が貴社の清算もしくは運営の停止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事項を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

ガバナンス責任者は、貴社の財務報告プロセスの監督に責任を負う。

年次財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、年次財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高い水準の保証ではあるが、I S A s に準拠して行われる監査が、必ずしも重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じる可能性があり、重要とみなされるのは、個別にまたは全体として、本年次財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

I S A sに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保持する。また、以下を実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、年次財務書類の重要な虚偽表示のリスクを特定および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・貴社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・経営陣が採用した会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、貴社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、年次財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象または状況により、貴社が継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・開示を含む年次財務書類の全体的な表示、構成および内容について、ならびに年次財務書類がその基礎となる取引および事象を適正に表示しているかについて評価する。

我々はガバナンス責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ケーピーエムジーエルエルピー

2025年6月30日

[次へ](#)

KPMG LLP
P.O. Box 493
SIX Cricket Square
Grand Cayman KY1-1106
Cayman Islands
Tel +1 345 949 4800
Fax +1 345 949 7164
Web www.kpmg.com/ky

Independent Auditors' Report to the Board of Directors

Opinion

We have audited the annual accounts of Global Funds Trust Company (the “ Company ”), which comprise the balance sheet as at March 31, 2025, and the profit and loss account for the year then ended, and notes to the annual accounts, comprising significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying annual accounts present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as at March 31, 2025, and its financial performance for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (“ ISAs ”). Our responsibilities under those standards are further described in the “ Auditors' Responsibilities for the Audit of the Annual accounts ” section of our report. We are independent of the Company in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) (“ IESBA Code ”) together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Matter

The annual accounts of the Company as at and for the year ended March 31, 2024 were audited by another auditor who expressed an unmodified opinion on those accounts on June 27, 2024.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Annual accounts

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the annual accounts in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, management is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Company's financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Annual accounts

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists.

Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.

- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

KPMG LLP

June 30, 2025

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出
代理人が別途保管しています。